

毎週火・金曜日定例発行

# 千葉県報

定例  
令和6年11月1日

## 主要目次

- 第五百十三回千葉県財政事情の公表
  - 土砂災害警戒区域の指定（四件）
  - 土砂災害特別警戒区域の指定（四件）
  - 環境影響評価方法書の送付及び縦覧等
- 一六 八 一 一

## 告示

**千葉県告示第五百四十七号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の三第一項の規定により、  
 第五百十三回千葉県財政事情を別冊のとおり公表する。  
 令和六年十一月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

## 千葉県告示第五百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
 令和六年十一月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
稲越一	市川市稲越一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
稲越二	市川市稲越二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下貝塚五	市川市下貝塚一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下貝塚六	市川市下貝塚二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

下貝塚七	市川市下貝塚二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下貝塚八	市川市下貝塚一丁目、下貝塚二丁目及び下貝塚三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下貝塚九	市川市下貝塚一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮久保六	市川市宮久保四丁目及び宮久保二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮久保七	市川市宮久保六丁目及び宮久保五丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
宮久保八	市川市宮久保六丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
国分五	市川市国分三丁目及び国分二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾谷五	市川市曾谷三丁目及び曾谷一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾谷六	市川市曾谷三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾谷七	市川市曾谷四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾谷八	市川市曾谷四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾谷九	市川市曾谷五丁目及び曾谷四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
曾谷一〇	市川市曾谷四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町二六	市川市大野町一丁目及び南大野一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町二七	市川市大野町一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町二八	市川市大野町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び葛南土木事務所に備えて縦覧に供する。）

大野町二九	次の図面に示す区域 市川市大野町二丁目及び松戸市高塚新田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三〇	市川市大野町二丁目、大野町三丁目及び南大野三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三一	市川市大野町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三二	市川市大野町三丁目及び大野町二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三三	市川市大野町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三四	市川市大野町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三五	市川市大野町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三六	市川市大野町二丁目及び大野町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三七	市川市大野町四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大野町三八	市川市大野町二丁目及び南大野三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
大町三	市川市大町及び大野町三丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
柏井町九	市川市柏井町二丁目及び奉免町の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
高塚新田一	松戸市高塚新田及び市川市曾谷二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

千葉県告示第五百四十九号  
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
令和六年十一月一日  
千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
みそら一	四街道市みそら三丁目及び山梨の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
みそら二	四街道市みそら一丁目、和田及び南波佐間の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
めいわ一	四街道市めいわ五丁目、めいわ二丁目及び千葉市若葉区若松台二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
旭ヶ丘二	四街道市旭ヶ丘一丁目、山梨及び小名木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山梨二	四街道市山梨の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山梨三	四街道市山梨の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山梨四	四街道市山梨の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山梨五	四街道市山梨の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山梨六	四街道市山梨の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
四街道一	四街道市四街道二丁目及び美しが丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
四街道二	四街道市四街道二丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
小名木一	四街道市小名木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

吉倉三	吉倉二	吉倉一	希望ヶ丘一	美しが丘二	美しが丘一	中野一	中台二	中台一	上野一	鹿渡三	鹿渡二	和良比四	和良比三	和良比二	小名木三	小名木二
八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市希望ヶ丘及び勢田の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市美しが丘一丁目及び和良比の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市美しが丘一丁目及び和良比の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市中野及びみそら四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市中台の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市中台の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市上野の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市鹿渡の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市鹿渡の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市和良比及び美しが丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市和良比、鹿渡及びめいわ一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市和良比及び美しが丘一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市小名木の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市小名木の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
根古谷五	根古谷四	沖一	八街い一	勢田七	勢田六	山田台三	山田台二	山田台一	砂六	砂五	砂四	砂三	砂二	砂一	吉倉五	吉倉四
八街市根古谷の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市根古谷の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市沖の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市八街い及び佐倉市岩富の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市勢田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市勢田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市山田台、沖及び千葉市若葉区中野町の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市山田台の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市山田台及び上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂及び沖の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

八街へ一	東吉田一二	東吉田一一	東吉田一〇	東吉田九	滝台一	大木一	大谷流八	大谷流七	上砂五	上砂四	上砂三	上砂二	上砂一	小谷流五	小谷流四	根古谷六	
八街市八街への区域のうち、次の図面に示す区域	八街市東吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市東吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市東吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市東吉田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市滝台及び東金市滝沢の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市大木及び山武市大木の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市大谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市大谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂及びび砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市小谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市小谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市根古谷の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
大木一六	鹿黒三	大森一四	大森一三	大森一二	大森一一	大森一〇	大森九	大森八	大森七	大森六	大森五	用草八	用草七	用草六	用草五	用草四	八街へ二
山武市大木及び八街市大木の区域の次の図面に示す区域	印西市鹿黒及び大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森及び発作の区域のうち、次の図面に示す区域	印西市大森の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市用草の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市用草の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市用草の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市用草の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市用草の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市八街への区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

うち、次の図面に示す区域  
（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び印旛土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五百五十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
なお、同項の規定により平成二十七年千葉県告示第五百五十号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した土砂災害警戒区域のうち、次の区域の指定を解除する。  
令和六年十一月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
仁我浦	南房総市和田町仁我浦及び和田町和田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
仁我浦	南房総市和田町仁我浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。  
令和六年十一月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
阿玉台四	香取市阿玉台及び久保の区域のうち	急傾斜地の崩壊

阿玉台五	香取市阿玉台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
阿玉台六	香取市阿玉台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田四	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田五	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田六	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田七	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田八	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田九	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田一〇	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田一一	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田一二	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下飯田一三	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
阿玉川一	香取市阿玉川及び下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
関一	香取市関の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
関二	香取市関の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
玉造一	香取市玉造三丁目、山之辺及び玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
玉造二	香取市玉造、玉造二丁目及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す	急傾斜地の崩壊

玉造三	玉造四	玉造五	玉造六	古内二	古内三	古内四	古内五	香取六	香取七	香取八	香取九	香取一〇	香取一一	香取一二	佐原イ一		
区域	香取市玉造、佐原ホ、佐原イ及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市玉造、玉造二丁目及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域		
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊		
佐原イ二	佐原イ三	佐原イ四	佐原イ五	佐原イ六	佐原イ七	佐原イ八	佐原ホ一	佐原ホ二	佐原ホ三	佐原ホ四	佐原ホ五	山倉六	山倉七	山倉八	山倉九	山倉一〇	山倉一一
香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イ及び牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イ及び玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イ及び佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原ホ及び岩ヶ崎台の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

伊地山二	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊地山一	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
龍谷五	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
龍谷四	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
龍谷三	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
龍谷二	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
龍谷一	香取市龍谷及び内野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉二一	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉二〇	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一九	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一八	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一七	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一六	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一五	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一四	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一三	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
山倉一二	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

伊地山三	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
伊地山四	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下小野一	香取市下小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
下小野二	香取市下小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
久保三	香取市久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷一	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷二	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷三	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷四	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷五	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷六	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷七	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
桐谷八	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
九美上一	香取市九美上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
九美上二	香取市九美上及び助沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
九美上三	香取市九美上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
釜塚一	香取市釜塚及び新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊
釜塚二	香取市釜塚及び新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊

植房五	植房四	郡一〇	郡九	郡八	郡七	鳩山六	鳩山五	鳩山四	鳩山三	鳩山二	鳩山一	内野二	新部三	新部二	新市場四	牧野三
香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡及び四季の丘の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市内野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	ち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区域の名称	指定の区域	現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の発生防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
植房六	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
植房七	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
植房八	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
古原一	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
古原二	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
古原三	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
小松五	香取郡神崎町小松及び成田市名木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
小松六	香取郡神崎町小松の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
並木九	香取郡神崎町並木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
毛成一	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	
毛成一二	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**千葉県告示第五百五十二号**  
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
 令和六年十一月一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

曾谷九	曾谷八	曾谷六	曾谷五	国分五	宮久保八	宮久保七	宮久保六	下貝塚八	下貝塚七	下貝塚六	稲越二	稲越一
市川市曾谷五丁目及び曾谷四丁目区域のうち、次の	市川市曾谷四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市曾谷三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市曾谷三丁目及び曾谷一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市国分三丁目及び国分二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市宮久保六丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市宮久保六丁目及び宮久保五丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市宮久保四丁目及び宮久保二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市下貝塚一丁目、下貝塚二丁目及び下貝塚三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市下貝塚二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市下貝塚二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市稲越二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市稲越一丁目区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
大野町三六	大野町三五	大野町三四	大野町三三	大野町三二	大野町三一	大野町三〇	大野町二九	大野町二八	大野町二七	大野町二六	曾谷一〇	
市川市大野町二丁目及び大野町三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町三丁目及び大野町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町二丁目、大野町三丁目及び南大野三丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町二丁目及び松戸市高塚新田の区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町二丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市大野町一丁目及び南大野一丁目区域のうち、次の図面に示す区域	市川市曾谷四丁目区域のうち、次の図面に示す区域	図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり



砂六	砂五	砂四	砂三	砂二	砂一	吉倉五	吉倉四	吉倉三	吉倉二	吉倉一	希望ヶ丘一	中野一	中台二	中台一	上野一	鹿渡三
八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂及び沖の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市吉倉の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市希望ヶ丘及び勢田の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市中野及びみそら四丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市中台の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市中台の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市上野の区域のうち、次の図面に示す区域	四街道市鹿渡の区域のうち、次の図面に示す区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり
大谷流八	大谷流七	上砂五	上砂四	上砂三	上砂一	小谷流五	小谷流四	根古谷六	根古谷五	根古谷四	八街い一	勢田七	勢田六	山田台三	山田台一	
八街市大谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市大谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂及び砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市小谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市小谷流の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市根古谷の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市根古谷の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市根古谷の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市八街い及び佐倉市岩富の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市勢田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市勢田の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市山田台、沖及び千葉市若葉区中野町の区域のうち、次の図面に示す区域	八街市山田台及び上砂の区域のうち、次の図面に示す区域	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	



仁我浦  
南房総市和田町仁我浦及び和田町和田の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）  
二 指定の解除に係る区域

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
仁我浦	南房総市和田町仁我浦の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

（「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び安房土木事務所に備えて置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。  
令和六年十一月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
阿玉台四	香取市阿玉台及び久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
阿玉台五	香取市阿玉台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
阿玉台六	香取市阿玉台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田四	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

玉造三	香取市玉造三丁目及び玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
玉造二	香取市玉造、玉造二丁目及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
玉造一	香取市玉造三丁目、山之辺及び玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
関二	香取市関の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
関一	香取市関の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
阿玉川一	香取市阿玉川及び下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田一三	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田一二	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田一一	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田一〇	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田九	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田八	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田七	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田六	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下飯田五	香取市下飯田の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

玉造四	香取市玉造、佐原ホ、佐原イ及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
玉造五	香取市玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
玉造六	香取市玉造、玉造二丁目及び玉造一丁目の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
古内二	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
古内三	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
古内四	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
古内五	香取市古内の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取六	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取七	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取八	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取九	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取一〇	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取一一	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
香取一二	香取市香取の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ一	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ二	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ三	香取市佐原イ及び牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

山倉一一	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一〇	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉九	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉八	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉七	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉六	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原ホ五	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原ホ三	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原ホ二	香取市佐原ホ及び岩ヶ崎台の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原ホ一	香取市佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ八	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ七	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ六	香取市佐原イ及び佐原ホの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ五	香取市佐原イの区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
佐原イ四	香取市佐原イ及び玉造の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
	域のうち、次の図面に示す区域		

伊地山二	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊地山一	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
龍谷五	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
龍谷四	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
龍谷三	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
龍谷二	香取市龍谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
龍谷一	香取市龍谷及び内野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉二一	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉二〇	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一九	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一八	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一七	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一六	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一五	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一四	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一三	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
山倉一二	香取市山倉の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

伊地山三	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
伊地山四	香取市伊地山の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下小野一	香取市下小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
下小野二	香取市下小野の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
久保三	香取市久保の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷一	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷二	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷三	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷四	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷五	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷六	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷七	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
桐谷八	香取市桐谷の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
九美上一	香取市九美上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
九美上二	香取市九美上及び助沢の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
九美上三	香取市九美上の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
釜塚一	香取市釜塚及び新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり

郡一〇	郡九	郡八	郡七	鳩山六	鳩山五	鳩山四	鳩山三	鳩山二	鳩山一	内野二	新部三	新部二	新市場四	牧野三	釜塚二	区域
香取郡神崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町郡及び四季の丘の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	香取郡神崎町の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市鳩山の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市内野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新部の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市牧野の区域のうち、次の図面に示す区域	香取市釜塚及び新市場の区域のうち、次の図面に示す区域	区域
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり	次の図面のとおり

<p>環境影響評価方法書の送付及び縦覧等</p> <p>千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第七条の規定により、コスモエコパワー株式会社から発電用電気工作物の設置(仮称)銚子ウィンドファームリブレース事業)に係る環境影響評価方法書の送付があった。</p>	<p>公 告</p>	植房四	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		植房五	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		植房六	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		植房七	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		植房八	香取郡神崎町植房の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		古原一	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		古原二	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		古原三	香取郡神崎町古原の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		小松五	香取郡神崎町小松及び成田市名木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		小松六	香取郡神崎町小松の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		並木九	香取郡神崎町並木の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
		毛成一	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり
毛成一二	香取郡神崎町毛成の区域のうち、次の図面に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図面のとおり		

(「次の図面」は、省略し、千葉県県土整備部河川環境課及び香取土木事務所に備えていて縦覧に供する。)

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和六年十一月一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

コスモエコパワー株式会社 代表取締役社長 野地雅禎 東京都品川区大崎一丁目六番一号T O C大崎ビルディング

二 対象事業の名称、種類及び規模

(仮称) 銚子ウインドファームリプレイス事業 発電用電気工作物の設置 発電出力最大二万五千ワット

三 対象事業実施区域

銚子市三門町、正明寺町、岡野台町、赤塚町及び新町の各一部

四 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

銚子市及び旭市

五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

1 縦覧場所

千葉県環境生活部環境政策課並びに銚子市企画課、銚子市役所豊里出張所及び銚子市役所豊岡出張所並びに旭市環境課

2 縦覧期間

令和六年十一月一日から十二月二日まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第一号）第一条に規定する県の休日を除く。）

3 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等

1 提出期限

令和六年十二月十七日（郵送による場合は、同日までに到着したものに限り有効とする。）

2 提出先

千葉市中央区市場町一番一号 千葉県環境生活部環境政策課

3 意見書に記載する事項

(一) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(二) 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称

(三) 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

4 その他

(一) 3(三)の環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載すること。

(二) 意見書の提出は、千葉県のホームページからインターネットを利用して行うこともできる。

七 方法書説明会の開催日時及び開催場所

開催日時	開催場所
令和六年十一月八日（金曜日）午後六時から午後七時まで	旭市海上公民館（旭市高生一番地）
令和六年十一月九日（土曜日）午後二時から午後三時まで	銚子スポーツタウン（銚子市野尻町一、六〇〇番地）

購読料

本号(別冊を含む。)

一部

一四三円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

二六五八

購読申込先

〇四三(二三三)

二六五八